

ホームページ制作業務委託契約書

神奈川骨髄移植を考える会代表 村上 忠雄(以下、「甲」という。)とほん和か Web-Designs 前田英継(以下、「乙」という。)は、以下の通りホームページ管理業務委託契約(以下、「本契約」という。)を締結する。

委託業務の内容、制作物の仕様

第1条

第1項 甲は乙に対し、以下の業務(以下、「本業務」という。)を委託し、乙はこれを受託する。

1. 神奈川骨髄移植を考える会のホームページ公開に際しての以下の業務。
 - ・ 当該ホームページについて、Wixの無料プランからコンボプランへのアップグレード。
 - ・ 当該ホームページについて、取得済みドメイン(bmtkanagawa.com)の接続及び公開。
 - ・ 当該ホームページについてのWixコンボプラン及びドメイン(bmtkanagawa.com)の毎年の更新業務。

~~第2項 前項の制作物(以下、「本制作物」という。)の仕様については、以下の通りとする。~~

- ~~1. CMS(コンテンツ制作システム)としてWixを使用する。~~
- ~~2. 甲の指定する新規ドメインを使用する。~~

~~第3項 甲及び乙は、前項の仕様の変更を行う必要が生じた場合は、その仕様の変更について協議するものとする。~~

~~第4項 前項に基づく協議の結果、仕様変更の内容が委託料、作業期間、納期等の契約条件に影響を及ぼすものと甲及び乙が判断する場合には、本仕様変更に関して合意の上、変更内容を書面に表わすことにより本仕様の変更を行うことができるものとする。~~

~~第5項 第3項に基づく協議が整わない限り、乙は第2項によって定めた仕様に従って本業務を行うことができるものとする。~~

~~第6項 第3項に基づく協議が整わず、甲が本業務の中止を希望する場合は、第14条の規定に従うものとする。~~

第2項から第6項は削除するものとする。

委託業務の遂行方法

第2条

乙は、本業務を善良なる管理者の注意をもって遂行するものとする。

業務委託料、業務遂行に伴う費用

第3条

第1項 甲は乙に対し、本業務の対価として委託料・金 25,704 円（消費税含む）を乙の請求に基づき平成 29 年 10 月 25 日までに支払うものとする。また、Wix コンボプラン更新費用及びドメイン更新費用 20,304 円（消費税含む）を毎年 10 月 31 日に甲は乙に対して支払うものとする。

第2項 本条における業務委託料及び更新費用は、乙が指定する下記銀行口座に甲が振り込む方法により支払うものとする。

記

1. 第四銀行物見山支店
2. 普通預金
3. 口座番号 1112937
4. 口座名義 前田 英継（まえだ ひでつぐ）

契約期間、契約更新、解約

第4条

第1項 当該ホームページの公開は、平成 29 年 10 月 25 日までに行うものとする。

また初回の更新期間は平成 29 年 11 月 1 日より平成 30 年 10 月 31 日までとする。

第2項 前項の更新契約期間満了日の 1 か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対し何ら申し出のない場合は、本契約と同一の条件でさらに 1 年間、契約を更新するものとし、以降も同様とする。

第3項 前項の規定により 1 年間の契約更新を行う場合、甲は乙に対し更新料、金 20,304 円（消費税含む）を支払うものとする。

第4項 前項の規定により支払うべき更新料の支払期日は、毎年 10 月 31 日とし、第3条第2項により指定された口座へ乙の請求に基づき甲が振り込むものとする。

再委託の制限

第5条

乙は本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、乙が甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

知的財産権

第6条

第1項 ~~乙が本業務を遂行する過程で生成したホームページ等の成果物（以下、単に「成果物」という。）について、著作権を含む知的財産権は、乙または第三者が従前から所有していた知的財産権を除き、甲の乙に対する代金が完済された時に、乙~~

~~から甲に移転するものとする。~~

~~第2項 甲は、前項により乙に知的財産権が留保された成果物につき、甲の乙に対する代金が完済された時点以降で、本契約に基づくホームページに利用する為に必要な限度で、無償でこれを利用することができるものとする。~~

第1項、第2項は削除するものとする。

報告

第7条

乙は甲から請求があった時は、本業務の履行状況につき直ちに甲に報告しなければならないものとする。

通知義務

第8条

甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する事態が生じた場合には、相手方に対し、その旨を書面により速やかに通知しなければならないものとする。

1. 法人の名称または商号の変更
2. 振込先指定口座の変更
3. 代表者の変更
4. 本店、主たる事務所の所在地または住所の変更

秘密保持

第9条

第1項 甲及び乙は、本契約期間中または期間満了後たるを問わず、本契約の締結前に行われた交渉の段階若しくは締結後に行われた業務遂行の段階において、知り得た相手方の技術上及び取引上の情報等、本業務に関して知り得た秘密を、相手方の書面による承諾を得ない限り、第三者に開示または漏洩してはならず、また本業務の遂行以外の目的に使用してはならないものとする。

第2項 前項の秘密保持義務は、以下のいずれかに該当する場合には適用しないものとする。

- ・ 公知の事実または当事者の責めに帰すべき事由によらずして公知となった事実。
- ・ 第三者から適法に取得した事実。
- ・ 開示の時点で既に保有していた事実。
- ・ 法令、政府機関、裁判所の命令により、開示が義務付けられた事実。

契約終了後の処理

第13条

本契約終了後、甲及び乙は相手方の指示に基づき、直ちに本業務に関する物品

を返還または破棄するものとする。

協議

第14条

本契約に定めのない事項及び本契約の解釈等に疑義が生じた事項については、
甲乙は誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ各1通を保管するものとする。

平成29年10月16日

甲 住所

法人名

代表者名

印

乙 住所 新潟市東区小金台11番9号

ほん和か Web-Designs

代表者名 前田 英継

印